

2007年8月2日

## 年金に関する申し入れ

衆議院厚生労働委員会筆頭理事 三井辨雄  
参議院厚生労働委員会筆頭理事 津田弥太郎

年金の記録の管理及び給付に関する事務については多くの問題があり、これにより本来受給すべき年金額を受給できていないなどの被害が生じている。これは被保険者・受給者の本来の権利を侵害するものであり、同時に国民の年金制度に対する信頼を貶めるものである。このような事態を一刻も早く改善する必要がある、特に以下の事項については速やかな対応を求める。

### 記

1. 年金記録相談の特別強化体制の実施において、社保庁・自治体及び申し立て本人いずれもが記録を保有せず、申し立ての記録の一部又は全部が確認できなかった（＝記録の訂正に至らなかった）案件について、当該申し立て本人に対して第三者委員会の設置等の必要な情報を提供し、また改めて社会保険事務所への相談を勧奨すること。
2. 年金記録に対する不安を軽減するため、被保険者・受給者全員への納付記録送付を8月中に開始すること。
3. 社保庁のコンピュータ上の記録と社保庁・自治体が保有する紙台帳・マイクロフィルムの突合を8月中に開始すること。
4. そもそも消えた年金問題が50年前から放置され今日に至るまで、改善されなかった理由と責任を徹底調査すること。50年前から今日に至るまで消えた年金問題に関連する文書をすべて調査し公表すること。
5. 公的年金制度の不備・複雑さ、社会保険事務所職員の説明不足、説明の誤り等により本来受給すべき方が年金を受給していない、もしくは本来の年金額を受給できていないケースが頻発している。特に下記のケースについて緊急に実態調査を行うこと。
  - ①申請漏れによって本来受給すべき年金を受給できていないケース
  - ②①のうち、社会保険事務所職員の説明不足、説明の誤りが原因と考えられるケース
  - ③障がいの発生期と障害年金受給の認定の間の期間が長く、時効が適用されたケース

5. 受給資格を既に得た被保険者からの保険料徴収（過払い）は、制度・運用の不備であるため、必要な改善を行うと共に過払い分について返還を進めること。
6. 厚生年金基金から企業年金連合会に移管された方の申請漏れ件数など実態の調査を行うこと。
7. 確定拠出年金に関して、個人に移管したものの申請漏れの実態調査を行うこと。
8. 脱退手当金に関して、本人の意思確認無く支払っているケースや受領した記憶が無いにもかかわらず受領とされたケースなどトラブルが多い。この相談件数、解決件数・内容など実態解明を行うこと。

以上